

論してきており、期日を定めるべきだと思ふ。

合併の期日について、「原案を修正し、一定の範囲を決めておく」べきかどうかについて、会長を除く出席者43名で採決したところ、賛成40名、反対1名、意思表示なし2名となり、原案を修正することに決定した。

小林副会長

原案の修正は、協議会の権限としてできるのか確認したい。1市3町の首長会議の中で原案が決められている。合併の期日は、1市3町の首長が決めるべき内容であると考える。

事務局

提案自体は、会長が関係首長と協議して行が、協議事項について協議会の意見として修正することは可能である。

小川会長

修正案について、具体的にどうすべきというご意見はあるか。

相模原市委員

修正案については、事務作業のスケジュールの問題もあるので、事務局から提案していただきたい。

相模原市委員

休憩を取って、修正案を提案していただきたい。また首長での協議は、あくまで原案を検討するという趣旨であり、協議会が協議・決定の場である。

(休憩)

修正案について、事務局より説明。(修正案)

相模原市、津久井町及び相模湖町は、平成18年3月20日に合併し、相模原市と城山町の合併の期日については、平成18年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成19年3月31日までの間のいずれかの日とする。

修正案について会長を除く出席者44名で採決したところ、賛成43名、反対1名となり、修正案のとおり決定した。

小林副会長

一言、自分の考えを申し述べたい。合併の是非を含めて議論することが、合併協議会規約第3条に定められている。

2月1日にこの法定協議会を設立する際に、期限にこだわらずに協議することが1市3町の首長で合意されている。

この2つの合意が、根底から、完全に崩れた以上、これ以上合併協議会での議論に加わるわけにはいかない。

議案第6号の「相模原市と城山町の合併の期日については、改めて協議する」は、1市3町の首長で慎重な議論を踏まえて提案されたものであり、副会長として責任を持って提案したものである。これが修正されるようでは、今後責任を持って協議に参加できない。

1市2町の委員に、城山町の合併期日を決める道義的理由はないと考える。

ここで合併期日が決められることに納得がいかない。

以上の理由から、本日ただいま、合併協議会副会長の職を辞任させていただきます。

(休憩)

事務局

小林副会長から会長宛てに副会長の辞任届が提出されたが、本日のところは会長の預かりとさせていただいたのでご報告する。

協議第7号 新市の名称について

説明のみ実施

新市の名称は、相模原市とする。

主な意見

3町共通委員

先行する1市2町の協議会ですすでに新市の名称などを決めているが、その内容とこの協議会で決めることが違ってしまっても良いのか。変えられない、または変える気がないのなら、相模原市と城山町の委員だけで協議をされた方が良いのではないかと。

事務局

この合併協議会は、城山町の住民の皆様から出された1市3町の合併協議会の設置請求に基づき設置されたものであり、合併特例法に基づくものであることをご理解いただきたい。しかし、相模原市と他の町とが先に合併した場合は、新しい相模原市と城山町が合併をするという形になるため、いずれ相模原市と城山町との1市1町の合併協議会に切り替えていく必要がある。

相模湖町委員

副会長である小林町長が退席された以上、本日は協議をこれ以上進めるべきではない。(3町共通委員、城山町委員からも同様の意見あり)

相模原市委員

是非、小林町長に冷静になって協議会にお戻りいただきたい。先ほどは協議の目標期日を決めただけで、この協議会は、引き続き期限にこだわらずに合併の是非を含めて協議をすることが保障されている。

事務局

議案第9号合併市町村基本計画の作成方針のみは説明させていただき、今後、作業を進めることについて了承していただきたい。(協議第8号新市の事務所の位置については説明未実施)

協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について

作業を進めることを承認

合併市町村基本計画の作成方針

1 合併市町村基本計画の趣旨等

合併市町村基本計画の趣旨、構成及び期間は次のとおりとする。

(1) 計画の趣旨

相模原市と城山町、津久井町及び相模湖町が合併した場合の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づいた事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確

保及び均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るため作成する。

(2) 計画の構成

新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本方針に基づく具体的な施策、財政計画などを中心として構成する。

(3) 計画の期間

計画の期間は、合併年度の翌年度から平成27年度までとする。

2 作成にあたっての基本的な視点 合併市町村基本計画の作成にあたっては、次の視点により取り組むものとする。

(1) 地域全体の将来像の考慮

津久井郡4町は、広域行政組合を組織してごみ処理や消防業務を共同で行うなど、地理的、歴史的に一体感が強く、相模原市と津久井郡4町も図書施設の相互利用や広報紙の相互掲載などの広域的な連携を行っている。また、相模原市と藤野町は別に法定合併協議会を設置して、合併に関する協議を進めている。

こうした経緯を踏まえ、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町が合併した場合の合併市町村基本計画を協議するにあたっては、藤野町を含めた1市4町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像や、まちづくりのあり方を考慮した上で検討する。

(2) 各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承

各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方に立ち、各市町の総合計画を反映し作成する。

(3) 相模原市・藤野町合併市町村基本計画との整合と連携

相模原市と津久井郡4町を一体の地域として捉えた上でまちづくりのあり方を考える必要があることから、相模原市・藤野町合併協議会で同時期に作成されることとなる、合併市町村基本計画と整合を図り、連携して作成する。

(4) 相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町は、すでに「新市まちづくり計画(新市建設計画)」を作成し、平成18年3月20日に合併することとして県知事への合併申請も済んでいることから、この新市まちづくり計画との整合を図る。

(5) 「まちづくりの将来ビジョン」の反映

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、平成16年4月に任意の合併協議会を設置し、合併した場合のまちづくりの方向性等を「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」としてまとめている。

合併市町村基本計画は、このビジョンを参考とし作成する。

(6) 住民意見の反映

計画作成にあたっては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意見を聴取し、これを考慮した上で決定する。

その他

(1) 今後の協議会開催日程について 次回開催の日程については、各首長と調整の上、改めてご連絡する。

合併市町村基本計画の作成における相模原・津久井地域全体のまちづくりの検討について

相模原・津久井地域合併協議会及び相模原市・藤野町合併協議会でそれぞれ協議される合併市町村基本計画は、相模原市及び津久井郡4町を一体の地域として捉えて検討する必要がある、また相互の整合を図る必要があります。このことから、各計画の作成に先立ち、地域全体の将来像やまちづくりの考え方などについて整理し、1市4町が合併した場合の将来像等を示すとともに、共通の考え方としてそれぞれの計画に反映させることにより、相互の整合を図るものとします。

